○八一三・五〇	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの	一二％	B 10	A				
○八一四・〇〇	ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇％を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（ぴろう子を除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）							
	その他のもの							
○八一四・〇〇	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）							
	第九類							
○九・〇一	コーヒー、茶、マテ及び香辛料							
○九〇一・一一	コーヒー（いってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）							
	コーヒー（いったものを除く。）							
○九〇一・一一	カフェインを除いてないもの	一二％	B 3	A	A			
○九〇一・一二	カフェインを除いたもの							
	コーヒー（いったものに限る。）							
○九〇一・二一	カフェインを除いてないもの	一二％	B 3	A				
○九〇一・二二	カフェインを除いたもの							
	その他のもの							
○九〇一・九〇	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）	一七％	B 15	A				
○九・〇二	緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）							
○九〇二・一〇	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）	一七％	B 15	A				
	くず（飲用に適するものを除く。）							
○九〇二・一〇	その他のもの	一七％	B 15	A				
○九〇二・三〇	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）							
	紅茶							
○九〇二・三〇	その他のもの	一二％	B 10	A				
	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶	一七％	B 15	A				
○九〇二・四〇	くず（飲用に適するものを除く。）							
	その他のもの							
	紅茶							
	その他のもの	一七％	B 15	A				
○九〇三・〇〇	マテ	一二％	B 10	A				
○九・〇四	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー							
○九〇五・〇〇	バニラ豆							
○九・〇六	けい皮及びシンナモンツリーの花							
○九〇七・〇〇	丁子（果実、花及び花梗に限る。）							
○九・〇八	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類							
○九・〇九	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー							
○九・一〇	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料							
○九一〇・一〇	しょうが							
	塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの	九％	B 10	A				
	その他のもの							
○九一〇・二〇	サフラン							
○九一〇・三〇	うこん							
○九一〇・九一	その他の香辛料							
	この類の注1(b)の混合物	七・二％	B 10	A				
○九一〇・九九	その他のもの							
	カレー							
	その他のもの							
	第一〇類							
○一・〇一	穀物							
○一〇二・〇〇	小麦及びメスリン							
○一〇三・〇〇	ライ麦							
○一〇四・〇〇	大麦及び裸麦							
○一・〇五	オート							
○一〇五・一〇	とうもろこし							
	播種用のもの							
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの							
	その他のもの							
○一〇五・九〇	その他のもの	一キログラムにつき九円	B 10	A	A	X	A	X
	爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）							
	その他のもの							
	飼料用のもの							
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。							
	その他のもの							
○一・〇六	米	九％	B 10	A	A	X	A	X
○一〇七・〇〇	グレーンソルガム							
○一・〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物							
○一〇八・一〇	そば							
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの							
	その他のもの							
○一〇八・二〇	ミレット							
○一〇八・三〇	カナリーシード							
○一〇八・九〇	その他の穀物							
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの							
	その他のもの							
	ライ小麦							
	その他のもの							
	第一一類							
○一一〇一・〇〇	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン							
○一一・〇二	小麦粉及びメスリン粉	一五％	B 10	X	X			
○一一〇二・一〇	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）							
○一一〇二・二〇	ライ麦粉							
○一一〇二・九〇	とうもろこし粉							
	その他のもの							
	大麦粉、裸麦粉、ライ小麦粉及び米粉	二一・三％	B 10	X	X			
	その他のもの							
	その他のもの							
	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット							
	ひき割り穀物及び穀物のミール							
	小麦のもの							
○一一〇三・一一	その他のもの							